

健康保険・厚生年金保険 産前産後休業取得者申出書/変更（終了）届

（変更、終了の場合）

【手続概要】

この申出は、産前産後休業中の保険料免除を受けている被保険者が出産により産前産後休業期間に変更があったとき、または、産前産後休業終了予定年月日前に産前産後休業を終了した場合に事業主が行うものです。

【留意事項】

出産予定年月日より前に出産したときは、出産年月日以前42日（多胎妊娠の場合は98日）の範囲内で妊娠または出産に関する事由で労務に服していなかった期間が産前休業となりますので、開始年月日にご注意ください。（出産予定年月日を基準とした開始年月日より早まる場合があります。）

【添付書類】

不要

【提出先】

郵送で事務センター（事業所の所在地を管轄する年金事務所）

【提出方法】

電子申請、郵送、窓口持参